

令和6年度

鞍手町水道事業 水質検査計画書

鞍手町上下水道課

電話（代）（0949）42-0408

令和6年度 鞍手町水道事業水質検査計画

(1) 水質検査計画に関する基本方針

安全な水道水の供給を目的とし、水質基準項目、水質管理目標設定項目に基づき、水質検査を合理的、効率的、体系的かつ組織的に実施し、その検出状況を的確に把握・分析し、水道水質管理の充実強化を図ることにより、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すことを基本方針とします。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

(2) 水道事業の概要

浄水場の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可取水量 (m ³ /日)	浄水処理方法	R04年度一日 平均浄水量 (m ³ /日)
鞍手浄水場 第1浄水池系				前処理ろ過 急速ろ過 前塩素処理	
鞍手浄水場 第2浄水池系	浮洲池	湖沼水	9,680	後塩素処理 粒状活性炭	4,880

給水状況（令和4年度末現在）

給水人口	13,457人
普及率	89.12%
給水世帯	6,629世帯
計画一日最大給水量	8,800m ³
一日最大給水量	5,902m ³
一日平均給水量	4,057m ³

（3）当該水道を巡る原水及び浄水の水質管理上の問題点

水源である浮洲池では通年、藻類の発生が観測され、特に夏季および異常渴水時には藻類の産出が顕著となり、藻類の産出に起因する異臭味障害が発生しやすい状況にあります。そのため臭気物質である2-メチルイソボルネオール・ジエオスミンの検査を浄水で各月と夏季に行い監視しながら、粒状活性炭による浄水処理を行っています。

（4）水質検査を行う採水地点（図-1）（図-2）

浄水で毎月の定期水質検査を配水池系ごとに4箇所で行い、浮洲池の水源で原水検査を行っています。

- ・浄水採水場所

- 1.鞍手町浄水場第1浄水池系 第7号配水池(猿喰) 給水栓
- 2.鞍手町浄水場第1浄水池系 第6号配水池(山神) 給水栓
- 3.鞍手町浄水場第2浄水池系 第4号配水池(御山) 給水栓
- 4.鞍手町浄水場第2浄水池系 第5号配水池(荒五郎) 給水栓

（5）水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由〔表1-1～3〕

（法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。）

浄水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。 [別紙－1]

原水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトス・ポリジウム等対策指針」に定める内容に従い設定しました。 [別紙－2]

（6）臨時の水質検査および水質異常時の対応について

水質異常時の対応について[別紙－3]に、基づき対応します。

臨時の水質検査は、通知健水発第 1010001 号に準じて対応します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 净水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要と認められるとき

（7）水質検査の方法

定期及び臨時検査については、高い精度と信頼性を確保するため、水道 G L P^{*}の認定を取得している厚生労働大臣の登録検査機関に委託しています。

毎日の色、濁り、消毒の残留効果の検査は鞍手町で行っています。

※ 水道G L Pとは「水道水質検査優良試験所規範」の略で、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

(8) 水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定し、上下水道課で閲覧できるようにしています。

(9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

・ 水質検査結果の評価

検査結果の項目ごとに基準値と照合し分析評価を行い、水質変動等の状況把握に努めるとともに、基準値を超過しているときは、直ちに再検査を行うなど所要の措置を講じます。

・ 質検査計画の見直しに関する事項

原水、浄水中で周辺環境等の状況変化により、水質管理の上で留意すべき事象が生じ水質の変動等が認められる場合または、予測される場合は、状況変化に応じて検査項目、検査回数の見直しを行います。

水質検査計画を作成に当たっては、過去3年間の水質状況を考慮し計画を作成しました。

・ 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施は、その精度管理、信頼性の保証が重要であり「判断の独立性」が求められるため、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣の登録する者に委託するなど正確な検査結果を得られる実施体制としています。

- ・ 関係者と連帯に関する事項

水道水源汚染の監視のため、「遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会」、「遠賀川水系水道事業者連絡協議会」等関係機関および厚生労働大臣登録検査機関と常に連係を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに適切な対策を講じます。

- ・ 健康診断に関する事項

水道法第21条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者について、検便検査を、水道法施行規則第16条に基づきおおむね6ヶ月ごとに1回、実施しています。

(10) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

- ・ 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度

令和6年度 水質検査頻度表〔表1-1~3〕

令和6年度 水質検査予定表〔表-4〕

各検査項目のセット内容については、〔表-5〕〔表-6〕を参照ください。

- ② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、鞍手町で採水を行い検査機関に受け渡しを行っています。

特に一般細菌・大腸菌・pH値・味・臭気・色度及び濁度の項目については、試料を採水後、検査機関による試験開始までの時間は、告示法に従い12時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応 [別紙・3] に従い、臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

・ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることが出来るようになっています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には、外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。

[別紙-1]

浄水について

- + 鞍手町浄水場 第1浄水池 第7号配水池（猿喰）系
- * 鞍手町浄水場 第1浄水池 第7号配水池から距離が最も遠く配水管の末端と考えられる給水栓を代表して、水質が悪化する時期の8月とその半年後の2月に浄水全51項目の検査を行い、その他の月は省略不可9項目について毎月検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物12項目については、5月、8月、11月、2月の年4回検査を行います。
- * 過去3年間のデータで厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三一ハに示されている28項目のうち、蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・フッ素及びその化合物において基準値の1/5を上回っていたため、年4回検査を行います。また、アルミニウム及びその化合物については、過去に基準値の1/5を上回っていたことがあるため年4回検査を行い監視していきます。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、浮洲池で通年藻類の繁殖が見られます
が、特に問題が起こりやすい気温が高い時期の5月から10月に検査を行い、粒状活性炭の交換時期を検討する場合の参考資料とします。
- * トリハロメタン類は、温度上昇により多く検出されるため5月から9月と11月、2月の年7回検査を行います。
- * ミクロキスチンは、藻類が多く発生する時期の6月に年1回検査を行います。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の10項目については夏季の7月に検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、夏季の温度が上昇する8月とその半年後の2月に年2回検査を行い、消毒過程での細菌の拳動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用しています。
- * 水質管理目標設定項目のPFO-S及びPFO-Aについては、第2浄水池荒五郎配水池系と毎年交互に年1回検査を行い、水質の監視及び水質動向を把握します。
- * 放射性物質のセシウム134、セシウム137、ヨウ素131について、浄水場第1浄水池

系を代表して 2 月に年 1 回検査を行います。

+ 鞍手町浄水場 第 1 浄水池 第 6 号配水池（山神）系

- * 鞍手町浄水場 第 1 浄水池 第 6 号配水池系から距離が最も遠く配水管の末端と考えられる大字中山地区の給水栓を代表して、第 7 号配水池(猿喰)系で 7 月に全項目を実施しているため第 6 号配水池(山神)系では、9 月に浄水受水 28 項目（浄水全 51 項目より厚生労働省令 142 号〔平成 15 年〕1 の二に明記されている、浄水施設の出口で、送水施設又は、配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することが出来る 21 項目とかび臭物質 2 項目を除いた項目）の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 浄水受水 28 項目のうち、省略不可 9 項目と消毒副生成物 12 項目を除いた 7 項目について過去の検査結果で、アルミニウム及びその化合物・マンガン及びその化合物において基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行い監視していきます。
- * 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については、基準項目内で検査を行っているため水質管理目標設定項目での 0.1mg/l 以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- * 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、浄水受水 28 項目の検査時の 9 月に年 1 回検査を行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用します。

+ 鞍手町浄水場 第 2 浄水池 第 5 号配水池（荒五郎）系

- * 鞍手町浄水場 第 2 浄水池 第 5 号配水池から距離が最も遠く配水管の末端と考えられる給水栓を代表して、猿喰系で 8 月に浄水全 51 項目の検査を行っているため、荒五郎系では、6 月とその半年後の 12 月に検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回検査を行います。

- * 過去 3 年間の検査結果で厚生労働省令第百四十二号〔平成 15 年〕の三一ハに示されている 28 項目のうち、蒸発残留物・カルシウム、マグネシウム等（硬度）・アルミニウム及びその化合物において基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行います。また、フッ素及びその化合物・マンガン及びその化合物については、過去に基準値の 1/5 を上回っていたことがあるため年 4 回検査を行い監視していきます。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、浮洲池で通年藻類の繁殖が見られます
が、特に問題が起こりやすい気温が高い時期の 5 月から 10 月に検査を行い、粒状活性炭の交換時期を検討する場合の参考資料とします。
- * 水質管理目標設定項目の消毒副生成物であるジクロロアセトニトリル、抱水クロラ
ル、亜塩素酸は、水温の高い時期に増加する可能性が高いことから夏季の 8 月に検査を行います。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設
定項目中のおいしい水等の 10 項目については 8 月に検査を行います。
- * トリハロメタン類は、夏季の温度上昇により多く検出されるため 6 月から 10 月と
12 月、3 月の年 7 回検査を行います。
- * ミクロキスチンは、藻類が多く発生する時期の 8 月に年 1 回検査を行います。
- * 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌を、全項目検査時の 6 月と 12 月の年 2 回検査を行
い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況
の評価に活用します。
- * 水質管理目標設定項目の P F O S 及び P F O A については、第 1 净水池猿喰配水池系
と毎年交互に年 1 回検査を行い、水質の監視及び水質動向を把握します。
- * 放射性物質のセシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131 について、鞍手町浄水場第 2
浄水池系を代表して 6 月に年 1 回検査を行います。

+ 鞍手町浄水場 第 2 浄水池 第 4 号配水池(御山)系

- * 距離が最も遠く配水管の末端と考えられる給水栓を代表して、第 5 号配水池(荒五郎)
系で 6 月に全項目を実施しているため第 4 号配水池(御山)系では、8 月に净水受水

28 項目（浄水全 51 項目より厚生労働省令 142 号〔平成 15 年〕 1 の二に明記されている、浄水施設の出口で、送水施設又は、配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することが出来る 21 項目とかび臭物質 2 項目を除いた項目）の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。

- * 浄水受水 28 項目のうち、省略不可 9 項目と消毒副生成物 12 項目を除いた 7 項目について過去 3 年間の検査結果で、アルミニウム及びその化合物において基準値の 1/5 を上回っていたため年 4 回検査を行い監視していきます。
- * 水質管理目標設定項目のアルミニウム及びその化合物については、基準項目内で検査を行っているため水質管理目標設定項目での 0.1mg/l 以下の目標値に照らし合わせて監視していきます。
- * 水質管理目標設定項目の従属栄養細菌が異常な増加を生じないかを、夏季の温度が上昇する 8 月に年 1 回検査を行い、消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留の状況の評価に活用します。

[別紙-2]

原水について

浮州池

- * 原水全 40 項目を田植え時期の水質が悪化していると考えられる 6 月に検査を行い、その半年後の 12 月に、原水全 40 項目より、原水が表流水であるため地下水を水源とする場合の考慮すべき 7 項目と 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンを除く 31 項目の検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、浮洲池で藻類の繁殖により影響があるため、藻類の繁殖が多く発生する春から秋の 5 月から 10 月の年 6 回検査を行います。
- * 水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針より、水道原水に係るクリプトスボリジウム等による汚染のおそれの判断で、地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されているためリスクレベル 4 の施設と判断し、大腸菌〔定性〕と嫌気性芽胞菌〔定量〕を 7 月と 1 月の年 2 回、クリプトスボリジウム（ジアルジアを含む）等を 8 月、2 月の年 2 回検査を行い、汚染リスクに関するデータの集積に努めます。
- * 水質管理目標設定 9 項目については、厚生労働省健康局長通知（平成 16 年 1 月 22 日付健発第 0122005 号）より、「原水について行うことを原則とする」と指示されているため、水質が悪化していると考えられる 8 月に原水で検査を行い、目標値を超えて検出された場合は、浄水で直ちに確認の追加検査を行います。
- * ミクロキスチンについては、5 月、8 月の年 2 回検査を行います。
- * 原水のプランクトンの繁殖状況を詳細に把握し浄水処理に活用するため、生物の同定検査を生物が多く繁殖する時期の 5 月から 10 月の年 6 回行います。

- 水道におけるクリプトスボリジウム等対策指針に基づくリスクレベルは、
〔表-2〕にまとめています。
- クリプトスボリジウム等の検査結果を、〔表-3〕にまとめています。
- 水質検査予定は、〔表-4〕を参照ください。
- 各検査項目のセット内容については、〔表-5〕〔表-6〕を参照ください。

[別紙-3]

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

1. 基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物 8. 六価クロム化合物 9. 亜硝酸態窒素 10. シアン化物イオン及び塩化シアン 11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12. フッ素及びその化合物 13. ホウ素及びその化合物 14. 四塩化炭素 15. 1,4-ジオキサン 16. シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. ベンゼン 21. 塩素酸 22. クロロ酢酸 23. クロロホルム 24. ジクロロ酢酸 25. ジブロモクロロメタン 26. 臭素酸 27. 総トリハロメタン 28. トリクロロ酢酸 29. ブロモジクロロメタン 30. ブロモホルム 31. ホルムアルデヒド の 31 項目についての事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

- イ. 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ロ. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- ハ. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき
- ニ. 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

- イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- ハ. 魚が死んで多数浮上した場合

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、広報車や公式ホームページ、報道機関を通じて緊急事態にふさわしい方法で対応します。

2. 基準省令の 32. 亜鉛及びその化合物 33. アルミニウム及びその化合物 34. 鉄及びその化合物 35. 銅及びその化合物 36. ナトリウム及びその化合物 37. マンガン及びその化合物 38. 塩化物イオン 39. カルシウム、マグネシウム等（硬度）40. 蒸発残留物 41. 陰イオン界面活性剤 42. ジエオスミン 43. 2-メチルイソボルネオール 44. 非イオン界面活性剤 45. フェノール類 46. 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 47. pH値 48. 味 49. 臭気 50. 色度 51. 濁度 の 20 項目についての事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

市町村名 水道事業

- 1

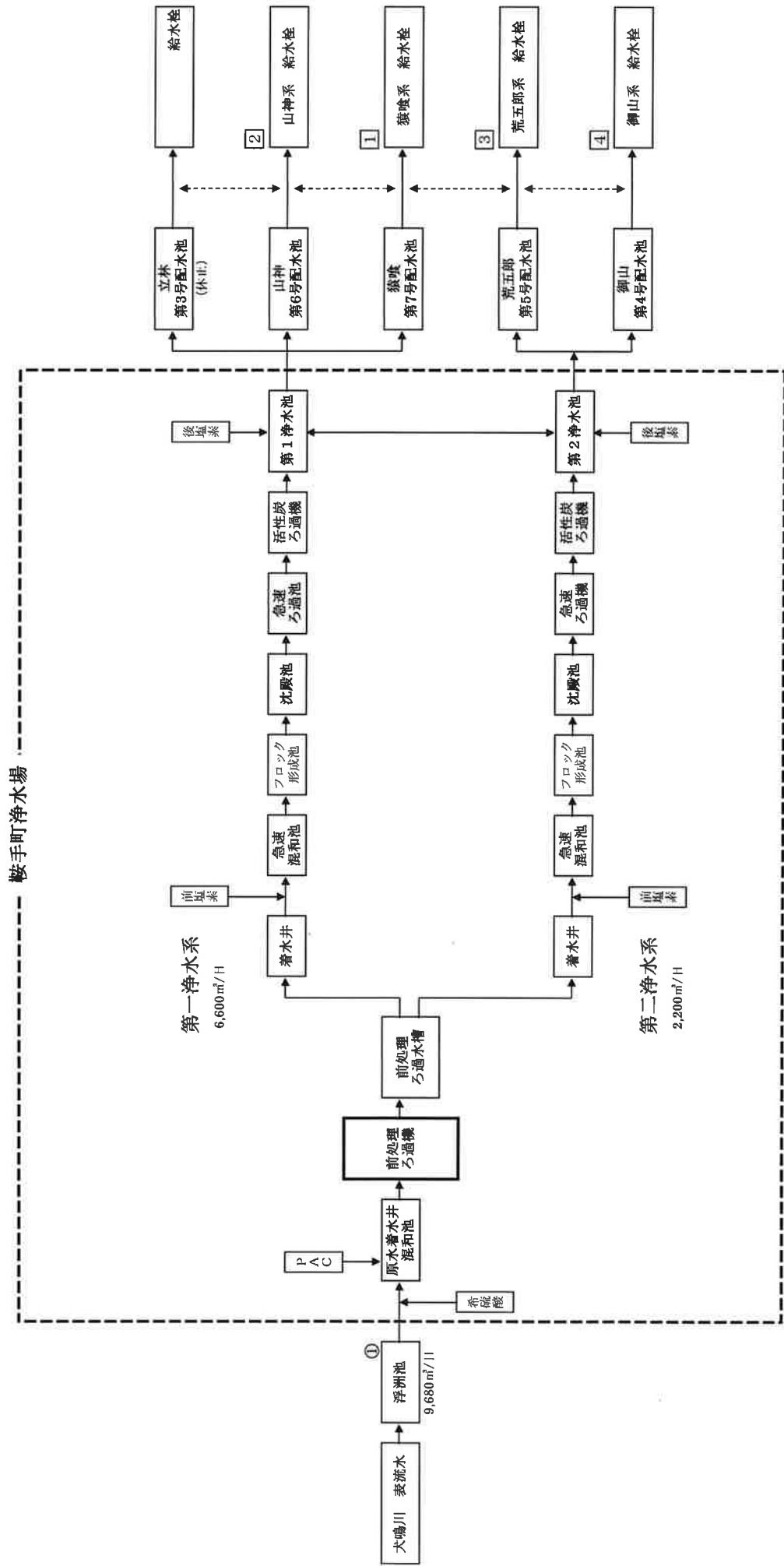


図-2

昭和五十七年十月印刷

鞍手町管内図



第五号 荒五郎配水池

鞍手町浄水場
(第1浄水池・第2浄水池)

第六号 山神配水池

第七号 猿喰配水池

第三号 立林配水池（休止中）

第四景 御山配水池

四工集

凡例	
[①]	第1净水池系
[②]	(立林配水池)
[③]	(山神配水池)
[④]	(猿喰配水池)
[⑤]	第2净水池系
[⑥]	(御山配水池)
	(荒五郎配水池)

「この地図は、該省国土地理院長の承認を得て同版発行の2万5千分の1地図を復刻したるものである。〔承認番号〕昭57九種、第117号」

1 : 25,000

富士制版株式会社 製本
東京都豊島区 東山3-1-1 TEL 03-3821-4141

表 1-1

鞍手町水道事業

《浄水》

水質基準項目	基準値 (mg/L)	浄水全 51項目	省略不可 9項目	消毒剤・ 12項目 消毒副生 成物	净水施設の 21項目 で確認 できる 過去の水質状況により 検査頻度が 変わる 28項目	年間検査回数			
						鞍手町浄水場 第1浄水池		鞍手町浄水場 第2浄水池	
						猿喰配水池系 給水栓	山神配水池系 給水栓	荒五郎配水池系 給水栓	御山配水池系 給水栓
一般細菌	100個/ml	○	○			12	12	12	12
大腸菌	不検出	○	○			12	12	12	12
塩化物イオン	200	○	○			12	12	12	12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	○	○			12	12	12	12
pH値	5.8-8.6	○	○			12	12	12	12
味	異常でない	○	○			12	12	12	12
臭気	異常でない	○	○			12	12	12	12
色度	5度	○	○			12	12	12	12
濁度	2度	○	○			12	12	12	12
クロロホルム	0.06	○		○		7	1	7	1
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○		7	1	7	1
プロモジクロロメタン	0.03	○		○		7	1	7	1
プロモホルム	0.09	○		○		7	1	7	1
総トリハロメタン	0.1	○		○		7	1	7	1
クロロ酢酸	0.02	○		○		4	1	4	1
トリクロロ酢酸	0.03	○		○		4	1	4	1
ジクロロ酢酸	0.03	○		○		4	1	4	1
ホルムアルデヒド	0.08	○		○		4	1	4	1
臭素酸	0.01	○		○		4	1	4	1
塩素酸	0.6	○		○		4	1	4	1
シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○		4	1	4	1
1,4-ジオキサン	0.05	○			○ ○	2		2	
四塩化炭素	0.002	○			○ ○	2		2	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○ ○	2		2	
ジクロロメタン	0.02	○			○ ○	2		2	
テトラクロロエチレン	0.01	○			○ ○	2		2	
トリクロロエチレン	0.01	○			○ ○	2		2	
ベンゼン	0.01	○			○ ○	2		2	
亜硝酸態窒素	0.04	○			○ ○	2		2	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○ ○	2		2	
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○ ○	2		2	
水銀及びその化合物	0.0005	○			○ ○	2		2	
セレン及びその化合物	0.01	○			○ ○	2		2	
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○ ○	2		2	
フッ素及びその化合物	0.8	○			○ ○	4		4	
ホウ素及びその化合物	1	○			○ ○	2		2	
ナトリウム及びその化合物	200	○			○ ○	2		2	
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○			○ ○	4		4	
蒸発残留物	500	○			○ ○	4		4	
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○ ○	2		2	
非イオン界面活性剤	0.02	○			○ ○	2		2	
フェノール類	0.005	○			○ ○	2		2	
マンガン及びその化合物	0.05	○			○ ○	2	4	4	1
鉛及びその化合物	0.01	○			○ ○	2	1	2	1
六価クロム化合物	0.02	○			○ ○	2	1	2	1
亜鉛及びその化合物	1	○			○ ○	2	1	2	1
アルミニウム及びその化合物	0.2	○			○ ○	4	4	4	4
鉄及びその化合物	0.3	○			○ ○	2	1	4	1
銅及びその化合物	1	○			○ ○	2	1	2	1
ジェオスミン	0.00001	○				7		7	
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○				7		7	

表1-2

鞍手町水道事業

《浄水》

水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	消毒副生成物 3項目	おいしい水等目標 10項目
アンチモン及びその化合物	0.02		
ウラン及びその化合物	0.002		
ニッケル及びその化合物	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.004		
1,1-ジクロロエチレン	0.1		
トルエン	0.4		
1,1,1-トリクロロエタン	0.3		
メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	0.02		
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08		
亜塩素酸	0.6	○	1
二酸化塩素	0.6		未使用のため検査対象外
ジクロロアセトニトリル	0.01	○	1
抱水クロラール	0.02	○	1
農薬類			
アルミニウム及びその化合物	0.1		
従属栄養細菌	2000cfu/ml		2 1 2 1
残留塩素	1	○	1
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	○	1*
マンガン及びその化合物	0.01	○	1*
遊離炭酸	20	○	1
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	○	1
臭気強度(TON)	3	○	1
蒸発残留物	30以上200以下	○	1* 1*
濁度	1度	○	1* 1*
pH値	7.5程度	○	1* 1*
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	○	1 1
ペルフルオロオクタンスルホン酸(POS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005		1

* 水質基準項目にて検査実施

《その他項目》

放射性物質(セシウム134・セシウム137・ヨウ素13				1		1	
ミクロキスチン				1		1	

表 1-3

鞍手町水道事業

《原水》

水質基準項目	原水全40項目 省略不可9項目	その他原水の15項目等を考慮すべき	溶出・付加を考慮すべき6項目の目	水質管理目標設定9項目	年間検査回数
					浮洲池
一般細菌	○	○			12
大腸菌	○	○			12 *
塩化物イオン	○	○			12
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	○	○			12
pH値	○	○			12
味	○	○			12
臭気	○	○			12
色度	○	○			12
濁度	○	○			12
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	○				2
1,4-ジオキサン	○				1
四塩化炭素	○				1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン-1,2-ジクロロエチレン	○				1
ジクロロメタン	○				1
テトラクロロエチレン	○				1
トリクロロエチレン	○				1
ベンゼン	○				1
亜硝酸態窒素	○	○			2
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○			2
カドミウム及びその化合物	○	○			2
水銀及びその化合物	○	○			2
セレン及びその化合物	○	○			2
ヒ素及びその化合物	○	○			2
フッ素及びその化合物	○	○			2
ホウ素及びその化合物	○	○			2
ナトリウム及びその化合物	○	○			2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○			2
蒸発残留物	○	○			2
陰イオン界面活性剤	○	○			2
非イオン界面活性剤	○	○			2
フェノール類	○	○			2
マンガン及びその化合物	○	○			2
鉛及びその化合物	○		○		2
六価クロム化合物	○		○		2
亜鉛及びその化合物	○		○		2
アルミニウム及びその化合物	○		○		2
鉄及びその化合物	○		○		2
銅及びその化合物	○		○		2
ジェオスミン	○				6
2-メチルイソボルネオール	○				6

アンチモン及びその化合物				○	1
ウラン及びその化合物				○	1
ニッケル及びその化合物				○	1
1,2-ジクロロエタン				○	1
1,1-ジクロロエチレン				○	1
トルエン				○	1
1,1,1-トリクロロエタン				○	1
メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル				○	1
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)				○	1
生物試験					6
ピコプランクトン					6
ミクロキスチン					2
クリプトスポリジウム及びジアルジア					2
大腸菌(クリプトスポリジウム等 指標菌)					2 *再掲
嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム等 指標菌)					2
大腸菌(MPN)					1

表-2

水道におけるクリアトスポーツリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル

鞍手町上下水道課

淨水場名	水源名	原水の種類	主な浄水処理方法	指標菌検出の有無	リスクレベル	備考
鞍手町浄水場	浮洲池	湖沼水	急速ろ過	有	4	指標菌 年2回 クリプト 年2回

表 - 3

業事道水町鞍手

「クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌」検査結果集計表

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌				3						9		
大腸菌						未検出				未検出		
クリプトスボリジウム						0				0		
ジアルジア						0				0		

令和4年度	3月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
嫌気性芽胞菌												
大腸菌				2								
クリプトスボリジウム					未検出							未検出
ジアルジア						0						0
							0					0

表-4

令和6年度 水質検査予定表

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
原水		浮洲池	省略不可9項目	省略不可9項目 生物試験 2-MIB・ジエオシン ミクロキスチン	原水全40項目 <small>大MPN</small> 生物試験	省略不可9項目 生物試験 2-MIB・ジエオシン [大腸菌]・嫌気性芽胞菌
浄水	鞍手町 淨水場 第1浄水池	猿鳴配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジエオシン 蒸発残留物・硬度・フッ素 アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン トリハロメタン類 ミクロキスチン	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン トリハロメタン類 おいしい水等の目標10項目
	山神配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目・マンガン <small>日標基準項目</small> アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目
	鞍手町 淨水場 第2浄水池	荒五郎配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン	浄水全51項目 従属栄養細菌 放射性物質(¹³⁴ Cs・ ¹³⁷ Cs・ ¹³¹ I>)	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン・トリハロメタン類
	御山配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 <small>日標基準項目</small> アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
原水		浮洲池	省略不可9項目 生物試験 2-MIB・ジエオシン 水質管理目標設定9項目 ミクロキスチン クリプトスボリジウム	省略不可9項目 生物試験 2-MIB・ジエオシン	省略不可9項目 生物試験 2-MIB・ジエオシン	省略不可9項目
浄水	鞍手町 淨水場 第1浄水池	猿鳴配水池系 給水栓	浄水全51項目 従属栄養細菌	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン トリハロメタン類	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・フッ素 アルミニウム
	山神配水池系 給水栓	省略不可9項目	浄水受水28項目 従属栄養細菌 <small>日標基準項目</small> アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目
	鞍手町 淨水場 第2浄水池	荒五郎配水池系 給水栓	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン・トリハロメタン類 おいしい水等の目標10項目 管理目標設定(消毒副生成物)3項目 ミクロキスチン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 2-MIB・ジエオシン 蒸発残留物・硬度・マンガン フッ素・アルミニウム	省略不可9項目 2-MIB・ジエオシン トリハロメタン類	省略不可9項目
	御山配水池系 給水栓	浄水受水28項目 従属栄養細菌 <small>日標基準項目</small> アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 アルミニウム・アルミニウム

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
原水		浮洲池	省略不可9項目 <small>大MPN</small> その他原水の考慮すべき15項目 シアノ化物イオン及び塩化シアノ 水道用資機材等考慮すべき6項目	省略不可9項目 [大腸菌]・嫌気性芽胞菌	省略不可9項目 クリプトスボリジウム	省略不可9項目
浄水	鞍手町 淨水場 第1浄水池	猿鳴配水池系 給水栓	省略不可9項目 PFOS及びPFOA (R7)	省略不可9項目	浄水全51項目 従属栄養細菌 放射性物質(¹³⁴ Cs・ ¹³⁷ Cs・ ¹³¹ I>)	省略不可9項目
	山神配水池系 給水栓	省略不可9項目・マンガン <small>日標基準項目</small> アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目・マンガン <small>日標基準項目</small> アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目
	鞍手町 淨水場 第2浄水池	荒五郎配水池系 給水栓	浄水全51項目 従属栄養細菌 PFOS及びPFOA (R6)	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 蒸発残留物・硬度・マンガン フッ素・アルミニウム
	御山配水池系 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 アルミニウム・アルミニウム	省略不可9項目	省略不可9項目

* PFOS及びPFOAの検査については、第1浄水池と第2浄水池で毎年交互に検査を行います。

表-5

水道法水質基準 5.1 項目検査セット表

項目	セット項目				
一般細菌					
大腸菌					
塩化物イオン					
有機物（全有機炭素(TOC)の量）					
pH値					
味					
臭気					
色度					
濁度					
クロロホルム					
ジブロモクロロメタン					
プロモジクロロメタン					
プロモホルム					
総トリハロメタン					
クロロ酢酸					
トリクロロ酢酸					
ジクロロ酢酸					
ホルムアルデヒド					
臭素酸					
塩素酸					
シアノ化物イオン及び塩化シアノ					
1,4-ジオキサン	1)				
四塩化炭素	1)				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1)				
ジクロロメタン	1)				
テトラクロロエチレン	1)				
トリクロロエチレン	1)				
ベンゼン	1)				
亜硝酸態窒素	1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1)				
カドミウム及びその化合物	1)				
水銀及びその化合物	1)				
セレン及びその化合物	1)				
ヒ素及びその化合物	1)				
フッ素及びその化合物	1)				
ホウ素及びその化合物	1)				
ナトリウム及びその化合物	1)				
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1)				
蒸発残留物	1)				
陰イオン界面活性剤	1)				
非イオン界面活性剤	1)				
フェノール類	1)				
マンガン及びその化合物	1)				
鉛及びその化合物	1)				
六価クロム化合物	1)				
亜鉛及びその化合物	1)				
アルミニウム及びその化合物	1)				
鉄及びその化合物	1)				
銅及びその化合物	1)				
ジェオスミン					
2-メチルイソボルネオール					

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三一ハに指示されている28項目

2) 原水全40項目及び原水38項目にいては、飲用対象外のため『味』は未実施

表 - 6

水質管理目標設定項目

項目	目標値	備考
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L 以下	※
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L 以下 (暫定)	※
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L 以下	※
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	※
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	※
トルエン	0.4mg/L 以下	※
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	※
メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	※
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	※
二酸化塩素	0.6mg/L 以下	未使用のため検査対象外
亜塩素酸	0.6mg/L 以下	*
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	*
抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	*
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1 以下	
残留塩素	1mg/L 以下	☆
カルシウム、マグネシウム (硬度)	10mg/L 以上 100mg/L 以下	☆
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L 以下	☆
遊離炭酸	20mg/L 以下	☆
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	☆
臭気強度 (T.O.N.)	3 以下	☆
蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	☆
濁度	1 度以下	☆
pH 値	7.5 程度	☆
腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力 0 に近づける	☆
従属栄養細菌	2,000cfu/mL 以下 (暫定)	
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PDOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	

※・・・水質管理目標設定 9 項目

＊・・・水質管理目標設定 (消毒副生成物) 3 項目

☆・・・おいしい水等の目標 10 項目

令和 2 年～令和 4 年度 浄水及び原水 集計表

令和 6 年度水質検査計画の策定は、令和 3 年度から令和 5 年度の過去 3 年間の水質検査結果等を考慮し作成しています。

令和 5 年度の集計については、上下水道課にお問い合わせください。

淨水全項目 実績表

鞍手町水道事業 第1浄水場 鞍手町淨水場 猿喰配水池系 給水栓

淨水全項目 索引表

業道水町手鞍

項目	基準値 (mg/L)	R02	R03	R04	1/2	1/5	1/10	最大値	備考
一般細菌	100 CFU/ml以下	0	9.8	9.14				0	省略不可項目
大腸菌	検出されないと 0.003 以下	検出しない 0	検出しない 0					0	省略不可項目
カドミウム及びその化合物	0.0005 以下								
水銀及びその化合物	0.01 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
セレン及びその化合物	0.01 以下								
鉛及びその化合物									
ヒ素及びその化合物	0.01 以下								
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
亜硝酸塩素	0.04 以下								
シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
鉛酸態塩素及び亜鉛酸態塩素	10 以下								
フッ素及びその化合物	0.8 以下								
ホウ素及びその化合物	1 以下								
四塩化炭素	0.002 以下								
1,4-ジオキサン	0.05 以下								
ジス-1,2-ジクロロエチレン及びテラス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下								
ジクロロメタン	0.02 以下								
テトラクロロエチレン	0.01 以下								
トリクロロエチレン	0.01 以下								
ベンゼン	0.01 以下								
塩素錠	0.6 以下	0.17	0.17	0.20	○	○	0.2		省略不可項目
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D.	N.D.						省略不可項目
クロロホルム	0.06 以下	0.020	0.019	0.013	○	○	0.02		省略不可項目
ジクロロ酢酸	0.03 以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.007	0.007	0.005	0.007				省略不可項目
臭素錠	0.01 以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目
総トリハロメタン	0.1 以下	0.042	0.04	0.028	○	○	0.042		省略不可項目
トリクロロ酢酸	0.03 以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目
プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.014	0.014	0.009	○	○	0.014		省略不可項目
プロモホルム	0.09 以下	0.001	N.D.	0.001			0.001		省略不可項目
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目
亜鉛及びその化合物	1 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	0.02	0.02	○	○	0.04		
鉄及びその化合物	0.3 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
銅及びその化合物	1 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
ナトリウム及びその化合物	200 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
マンガン及びその化合物	0.05 以下	N.D.	N.D.	N.D.					
塩化物イオン	200 以下	19.3	14.8	20.5	○	○	20.5		省略不可項目
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下								
蒸発残留物	500 以下								
陰イオン界面活性剤	0.2 以下								
ジエオズミン	0.00001 以下								
2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下								
非イオン界面活性剤	0.02 以下								
フェノール類	0.005 以下								
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.8	0.7	0.4	○	○	0.8		省略不可項目
pH値	5.8-8.6	7.4	7.4	7.3			7.37		平均値 省略不可項目
味	異常がない	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
臭気	異常がない	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
色度	5 度以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目
濁度	2 度以下	N.D.	N.D.	N.D.					省略不可項目

淨水全項目 實績表

鞍手町水道事業
鞍手町浄水場
第2配水池
荒五郎配水池系
給水栓

項 目	基準値 (mg/L)	R02			R03			R04			備 考	
		6.10	9.9	12.9	3.10	6.9	9.8	12.8	3.9	6.8	9.14	
一般細菌	100 CFU/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	省略不可
大腸菌	検出されないにこ と	N.D	検出しない	検出しない	N.D	検出しない	検出しない	検出しない	N.D	N.D	N.D	省略不可
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	N.D	N.D	省略不可								
水銀及びその化合物	0.0005 以下	N.D	N.D	省略不可								
セレン及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
鉛及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
ヒ素及びその化合物	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	省略不可								
亜硝酸塩素	0.04 以下	N.D	N.D	省略不可								
亜硝酸イオン及び亜塙化アン 硝酸態塩素及び亜硝酸態塩素	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
フツ素及びその化合物	0.4 以下	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.1	0.5	0.5
ホウ素及びその化合物	0.8 以下	0.13	0.15	0.14	0.11	0.15	0.11	0.15	0.11	0.14	0.11	0
四塩化炭素	1 以下	0.03	N.D	N.D	0.03	N.D	N.D	N.D	N.D	0.03	0.03	0.03
ジオキサン	0.002 以下	N.D	N.D	省略不可								
1,4-ジオキサン	0.05 以下	N.D	N.D	省略不可								
ジメチルジオキサン及びラムス-1,2-ジメチルジメチル	0.04 以下	N.D	N.D	省略不可								
ジクロロメタン	0.02 以下	N.D	N.D	省略不可								
テトラクロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
トリクロロエチレン	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
ベンゼン	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
塩素酸	0.6 以下	0.13	0.24	0.08	0.08	0.14	0.22	0.07	N.D	0.23	0.09	0.06
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	N.D	省略不可								
クロロホルム	0.06 以下	0.014	0.023	0.007	0.004	0.015	0.023	0.005	0.002	0.018	0.014	0.007
ジクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	N.D	省略不可								
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.006	0.009	0.003	0.002	0.007	0.008	0.004	0.002	0.008	0.004	0.004
臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	省略不可								
総トリハロメタン	0.1 以下	0.032	0.050	0.016	0.010	0.035	0.047	0.014	0.006	0.040	0.032	0.021
トリクロロ酢酸	0.03 以下	N.D	N.D	省略不可								
プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.010	0.016	0.005	0.003	0.011	0.015	0.004	0.002	0.008	0.012	0.005
プロモホルム	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	N.D	0.002	0.001	0.002
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D	N.D	省略不可								
亜鉛及びその化合物	1 以下	N.D	N.D	省略不可								
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.03	0.06	0.02	0.03	0.03	0.03	0.01	0.01	0.02	0.01	0.02
銅及びその化合物	0.3 以下	N.D	N.D	省略不可								
ナトリウム及びその化合物	200 以下	18	19	16	17	16	17	17	21	21	20	21
マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.006	N.D	N.D	0.016	0.007	N.D	N.D	N.D	0.007	N.D	0.016
塩化物イオン	200 以下	21.4	19.0	20.1	22.3	20.7	15.2	20.8	24.9	25.1	20.8	23.2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	96	96	98	91	95	73	105	98	100	110	110
蒸発残留物	500 以下	190	184	176	204	186	147	168	189	207	218	258
陰イオン界面活性剤	0.2 以下	N.D	N.D	省略不可								
ジエオスマニ	0.00001 以下	N.D	N.D	省略不可								
2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	N.D	0.000003	N.D	0.000004							
非イオン界面活性剤	0.02 以下	N.D	N.D	省略不可								
フェノール類	0.005 以下	N.D	N.D	省略不可								
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.7	0.8	0.4	0.4	0.7	0.8	0.3	N.D	0.5	0.6	0.7
pH値	5.8-8.6	7.5	7.8	7.7	7.5	7.6	7.5	7.5	7.5	7.7	7.4	7.3
臭気	異常ない	異常なし	異常なし	省略不可								
色度	5 度以下	0.8	N.D	N.D	1.0	0.9	0.6	N.D	N.D	0.5	0.9	1.0
濁度	2 度以下	0.1	N.D	N.D	0.3	0.2	N.D	N.D	N.D	0.2	0.2	0.3

淨水全項目 實績表

鞍手町水道事業

鞍手町浄水場 第2浄水池 御山配水池系 給水栓

備考	最大値	1/10	1/5	1/2	R04	R03	R02	基準値 (mg/L)	項目
省略不可項目	0				8.24	8.11	8.12	100 CFU/ml以下	一般細菌
省略不可項目				検出しない	0	0	0	検出されないこと	大腸菌
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.003 以下	カドミウム及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.0005 以下	水銀及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	セレン及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	鉛及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	ヒ素及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.02 以下	六価クロム化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.04 以下	亜硫酸塗素
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	シアノ化物イオン及び塩化アン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	10 以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.8 以下	フッ素及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	1 以下	木ウ素及びその化合物
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.002 以下	四塩化炭素
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.05 以下	1,4-ジオキサン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.04 以下	ソルビトール及びラムノース-1,2-ジガロエート
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.02 以下	ジクロロメタン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	テトラクロロエチレン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	トリクロロエチレン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.01 以下	ベンゼン
省略不可項目				検出しない	0	0	0	0.32	塩素酸
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.02 以下	クロロ酢酸
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.006 以下	クロロホルム
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.03 以下	ジクロロ酢酸
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.1 以下	ジブロモクロロメタン
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.01 以下	臭素酸
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.053	総トリハロメタン
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.03 以下	トリクロロ酢酸
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.016	プロモシクロロメタン
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.009	フロモホルム
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.09 以下	ホルムアルデヒド
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.08 以下	亜鉛及びその化合物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	1 以下	アルミニウム及びその化合物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.2 以下	銻及びその化合物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.3 以下	ナトリウム及びその化合物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	200 以下	マンガン及びその化合物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.05 以下	塩化物イオン
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	200 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	300 以下	蒸発残渣物
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	500 以下	陰イオン界面活性剤
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.2 以下	ジエオスミン
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.00001 以下	2-メチルイソボルネオール
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.02 以下	非イオン界面活性剤
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	0.005 以下	フェノール類
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	3 以下	有機物[全有機炭素(TOC)の量]
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	5.8-8.6	pH値
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	異常なし	味
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	異常なし	臭気
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	異常なし	色度
省略不可項目				検出しない	ND	ND	ND	1.0	濁度

原水全項目 実績表

鞍手町 水道事業

鞍手町浄水場 漢洲池

項目	浄水での基準値 (mg/L)	R02			R03			R04			最大値
		6.1	12.9	6.9	12.8	6.8	12.14				
一般細菌	100個/mL以下	480	270	600	890	970	190				970
大腸菌	検出されないこと	1.8未満	4	1.8未満	49	2.0	17				49
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.002	N.D.	N.D.	0.001	0.001	0.002				
六価クロム化合物	0.02以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
亜硝酸態塗素	0.04以下	0.007	0.005	N.D.	0.007	N.D.	N.D.				0.007
シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
硝酸態塗素及び亜硝酸態塗素	10以下	N.D.	0.4	N.D.	0.5	N.D.	0.3				0.5
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.14	0.17	0.16	0.12	0.16	0.15				0.17
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03				0.03
四塩化炭素	0.002以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
ジクロロメタン	0.02以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
ベンゼン	0.01以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03	0.02	0.02	0.04	N.D.	0.05				
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.09	0.15	0.21	0.21	0.05	0.15				0.21
鉄及びその化合物	0.3以下	0.15	0.28	0.23	0.35	0.14	0.29				0.35
銅及びその化合物	1.0以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
ナトリウム及びその化合物	200以下	17	18	14	16	18	18				18
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.094	0.083	0.049	0.083	0.079	0.07				0.094
塩化物イオン	200以下	14.4	14.9	13.1	13.5	16.2	15.9				16.2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	93	108	86	91	94	99				108
蒸発残留物	500以下	182	179	173	170	189	238				238
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
ジエオスミン	0.00001以下	0.000002		0.000002		0.000011	0.0000011				
2-メチルインボルネオール	0.00001以下	0.000003		0.000005		N.D.	N.D.				0.000005
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
フェノール類	0.005以下	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.				
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	3.0	1.6	3.7	1.7	2.9	1.9				3.7
pH値	5.8-8.6	9.0	8.5	9.4	8.3	8.7	7.4				8.55
味	異常でない	—	—	—	—	—	—				
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭				
色度	5度以下	12	10	17	11	16	7				17
濁度	2度以下	4.7	11	5.8	9.9	6.0	5.5				11

*pHに関しては平均値

N.D. *** 検出限界未満